

新潟県公安委員会規則第5号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
道	(1)～(143) (略)	道	(1)～(143) (略)
路	<u>(144) 道交法施行規則第31条の4の2の</u>	路	
交	<u>規定による免許関係事務を委託する法</u>	交	
通	<u>人の認定基準の作成</u>	通	
法	(145) (略)	法	<u>(144)</u> (略)
関	(146) (略)	関	<u>(145)</u> (略)
係	(147) (略)	係	<u>(146)</u> (略)
	(148) (略)		<u>(147)</u> (略)
	(149) (略)		<u>(148)</u> (略)
	(150) (略)		<u>(149)</u> (略)
	<u>(151) 道交法施行規則第38条の3の規定</u>		
	<u>による講習を委託する者の認定基準の</u>		
	<u>作成</u>		
	(152) (略)		<u>(150)</u> (略)
	(153) (略)		<u>(151)</u> (略)
	(154) (略)		<u>(152)</u> (略)
	(155) (略)		<u>(153)</u> (略)
	(156) (略)		<u>(154)</u> (略)
	(157) (略)		<u>(155)</u> (略)
	(158) (略)		<u>(156)</u> (略)
	(159) (略)		<u>(157)</u> (略)
	(160) (略)		<u>(158)</u> (略)
	(161) (略)		<u>(159)</u> (略)
	(162) (略)		<u>(160)</u> (略)
	(163) (略)		<u>(161)</u> (略)
	(164) (略)		<u>(162)</u> (略)
	(165) (略)		<u>(163)</u> (略)
	(166) (略)		<u>(164)</u> (略)
	(167) (略)		<u>(165)</u> (略)

(168) (略)
(169) (略)
(170) (略)
(171) (略)
(172) (略)
(173) (略)
(174) (略)
(175) (略)
(176) (略)
(177) (略)
(178) (略)
(179) (略)
(180) (略)
(181) (略)
(182) (略)

(183) (略)
(184) (略)
(185) (略)
(186) (略)
(187) (略)
(188) (略)
(189) (略)
(190) (略)
(191) (略)
(192) (略)
(193) (略)
(194) (略)
(195) (略)
(196) (略)
(197) (略)
(198) (略)
(199) (略)
(200) (略)
(201) (略)

(202) 駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第7条第3項の規定による国土交通大臣との協議又は意見の申述

(203) (略)
(204) (略)
(205) (略)
(206) (略)

(207) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に基づく地域公共交通網形成計画の作成等に伴う意見の提出

(208) (略)
(209) (略)
(210) (略)

(166) (略)
(167) (略)
(168) (略)
(169) (略)
(170) (略)
(171) (略)
(172) (略)
(173) (略)
(174) (略)
(175) (略)
(176) (略)
(177) (略)
(178) (略)
(179) (略)
(180) (略)

(181) 道交法施行細則第12条の2第4項の規定による安全運転管理者証又は副安全運転管理者証の交付

(182) (略)
(183) (略)
(184) (略)
(185) (略)
(186) (略)
(187) (略)
(188) (略)
(189) (略)
(190) (略)
(191) (略)
(192) (略)
(193) (略)
(194) (略)
(195) (略)
(196) (略)
(197) (略)
(198) (略)
(199) (略)
(200) (略)

(201) (略)
(202) (略)
(203) (略)
(204) (略)

(205) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく地域公共交通網形成計画の認定等に伴う意見の提出

(206) (略)
(207) (略)
(208) (略)

	(211) (略) (212) (略) (213) (略) (214) (略) (215) (略) (216) (略) (217) (略) (218) (略) (219) (略) (220) (略) (221) (略)		(209) (略) (210) (略) (211) (略) (212) (略) (213) (略) (214) (略) (215) (略) (216) (略) (217) (略) (218) (略) (219) (略)
自適 動正 車化 運に 転関 代す 行る 業法 の律 業関 務係 の	(略)	自適 動正 車化 運に 転関 代す 行る 業法 の律 業関 務係 の	(略)
高 齡 者 、 障 害 者 等 の 移 動 等 の 円 滑 化 の 促 進 に 関 す る 法 律 関 係	(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第24条の2第6項の規定による市町村から意見を聴かれた場合における意見の申述 (2) バリアフリー法第24条の2第7項の規定による市町村からの移動等円滑化促進方針の受理 (3) バリアフリー法第24条の4第3項の規定による市町村からの通知の受理及び同条第4項の規定による協議会構成員との協議 (4) バリアフリー法第25条第7項の規定による市町村等との協議 (5) バリアフリー法第25条第8項の規定による特定事業に関する基本構想案の作成及び提出 (6) バリアフリー法第25条第10項の規定による市町村からの基本構想の受理 (7) バリアフリー法第26条第3項の規定による市町村からの通知の受理及び同条第4項の規定による協議会構成員との協議 (8) バリアフリー法第31条第4項の規定による道路管理者への意見の申述 (9) バリアフリー法第36条第4項の規定		

	による市町村及び道路管理者の意見聴取		
(略)		(略)	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。